# 刑事訴訟法〈A09A〉

配当年次	3年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	中野目 善則
文責 (課題設題者)	中野目 善則
教科書	指定 椎橋 隆幸(編)『プライマリー刑事訴訟法』[第6版]以降(不磨書房)

#### 《授業の目的・到達目標》

現行刑事訴訟法の基本的考え方とそれを実現するための方策について理解することを目的とする。刑事訴訟の基本的考え方とその実現の諸方策は、時代とともに変化してきている。刑事訴訟を理解するためには、現行刑訴法及び関連諸法規とそれらに関する判例による法解釈と実務の運用を理解することが不可欠であり、また、新立法により導入された方策や導入が検討されている方策について理解することが重要である。刑事訴訟は「生きている」法であり、変化・発展してきている。刑事訴訟の原理を踏まえた基礎的考え方を理解するとともに、変化とその要因を理解し、批判的に考察できる力を習得することを到達目標とする。

## 《授業の概要》

現行刑事訴訟法の、個人の価値に基礎を置く正義の概念と自由、平等の保障に立脚する刑事訴訟の基本的考え方を、その理念とともに、理念を具体化する法技術の内容を学習する。個々の手続の具体的内容をその理由を検討し理解するとともに、判例による法の運用基準について、考察する。犯罪の予防にも関連する職務質問、捜査から公判までを中心に扱う。

刑事訴訟においては、職権主義、論争主義、弾劾主義という基本的考え方の理解が必要とされる。正義 を実現するためには自由への制約を伴う。正義も個人の価値に基礎を置く正義と個人に優位する国家の価値を重視する正義とでは内容が同じではない。どのような理念に立脚して、それをどのような方策で実現 しようとしているのかを理解することが重要である。

また、刑事訴訟において法の運用には裁量が伴う。自由への制約を、正当理由のある最小限度の干渉を 重視する考え方によるのか、そうではない考え方によるのかで、法運用は相違する。裁量の規律は、捜査、 訴追においては重要な問題である。

自由への干渉との関係では、プライヴァシーの合理的期待や供述の自由の保障などが重要となる。理念、原理と法制度及び法解釈、法運用における具体的基準の関係を常に検討して理解を深める。具体的事例を通して、複数の原理の間の調整が問われる場合を扱い、原理と法がどのように働くのかを検討して理解を深める。(例えば、正義と自由の保障が鋭く対立する場合として、違法排除法理などがある。)

刑事訴訟は現実の犯罪の状況に対することを求められる。犯罪の状況やそれに対応する法の運用と裁量がどのように行使され、刑事法の運用が行われているのかを統計的、数量的に把握する作業も重要であり、解釈論を展開する際の前提となるので、かかる把握を警察白書、犯罪白書などに示されるデータを基に考察して、刑事訴訟の理解につなげる。

#### 《学習指導》

教科書を熟読することが必要です。基本的考え方と法解釈・法運用について解説されているので、判例解説(基本判例解説・刑事訴訟法)とあわせて、熟読してください。刑事訴訟法はその意味内容が判例により明らかにされているので、判例の事実とそれに対応する判断の内容を理解することが重要です。また、判例は、具体的事実を前提にして判断され、一般化抽象化にはなじまないので、過度に一般化することのないように注意が必要です。具体的事実の特徴と判断内容をワンセットで理解するように努めて下さい。判例解説は辞書のように使って、理解を深めてください。法文が重要であることはいうまでもありませんが、その狙い、基本的考え方を理解して条文を読むことが必要です。また、時系列的には、捜査から公判へと進むことになりますが、捜査に関する諸規定は裁判所・裁判官に関する規定を多く準用しています。どの条文が準用されているのかを、きちんと見ることが必要です。

教科書を読む場合には、観点を変えて、何度も熟読してください。最初は、基本的理念を理解するために読む。次に、その理念と刑訴法他の規定がどのように対応しているのかを理解するために読む。さらに、判例によって規定がどのように解釈され、どこに問題点があるのかを理解するために読む。次に、著者がどのような視点でそれらの諸問題に対処するのが望ましいと提案しているのかを理解するために読む。さらに、これらの提案について批判的に検討するために読む。何度か、視点を変えて、読むことにより理解は深まります。スクーリングでは、各部の関連が示され、理由づけが示されることになるので、受講は有意義です。判例・学説において、同じ問題について異なる解決が提案されることが多いので、理由を考察して、どの考え方によれば妥当な解決となるのかを検討することが必要です。結論だけを暗記すればよいものではありません。

#### 《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

# 刑事訴訟法〈A09A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

## 第1課題【基礎的な問題】

- 1) 交通取締りを実施中に、被告人の運転する車両が赤信号を無視して交差点を走行したため、合図をして停車させた。停止させて運転免許証の提示を求めた際、声が上ずり、顔色が青白く、緊張したような様子であったので、覚せい剤の使用を疑って、降車を求めて、さらに職務質問を行ったが、受け答えから覚せい剤の使用に関する疑いを払拭できる応答がなく、覚せい剤の使用の有無又は所持の有無は確認できなかった。免許証の照会でも、覚せい剤の前科はなかった。さらに、車中の被告人の手荷物を調べることについて同意を求めたが、同意は得られなかった。そこで警察官は、さらに荷物を調べる、といって、被告人の同意なく、バッグを開けて、中に入っているチャック付きの小さなバッグを開けたところ、注射器とビニール袋入りの白い粉を発見し、試薬検査をしたところ覚せい剤であることが判明したので、現行犯逮捕した。この一連の手続の適法性について論じなさい。
- 2) この事例で、職務質問の際に、車中に白い粉が落ちていて、腕に注射痕があるのが見えたという事実が付け加わった場合にはどうかについても答えなさい。

#### 第2課題【基礎的な問題】

検察官は、当初、「被告人Aは、公務員である運転免許証試験官のBと共謀のうえ、免許取得希望者であるCから、Bの運転免許事務処理に関し複数回にわたり、不正な請託を受けて現金を収受した」との「収賄行為」を、公訴事実として起訴した。

だが、検察官の立証が終了する間際の段階で、検察官から、「被告人Aは、Cと共謀のうえ、Bの上記事務に関し、Bに現金及び酒食を提供した」との「贈賄行為」を予備的訴因として追加する請求を行った。裁判所はこの予備的訴因への訴因変更請求を許可して、贈賄行為について、被告人Aに有罪判決を言い渡した。

この手続の適法性について論じなさい。

### 第3課題【応用的な問題】

駐車場で、車両への放火事件が数回発生した。警察は、隣家の家主に同意を得て、駐車場を隣家の窓から24時間撮影した。犯罪とは関係のないビデオ録画については消去し、犯罪に関係すると思料される部分のみを残すこととして、駐車場の様子を1ヶ月ほどビデオテープに撮影した。そうしたところ、被告人が駐車場に隣接するアパートの自室から出てきて放火する様子が映っていた。この写真撮影は無令状で行われた。なお、駐車場に隣接する家屋の「中」は映らないアングルからの撮影が行われていた。このビデオテープを証拠として被告人の有罪を認定することができるか。

## 第4課題【応用的な問題】

- 1) 被告人を爆発物取締罰則第一条及び第三条違反で処罰する場合の第六条と憲法 38 条 1 項の関係について論じなさい。
- 2) 名誉毀損罪における、真実性の証明について、被告人側に真実性の証明について、立証責任を被告人に課すことと、弾劾主義との関係について考察しなさい。

第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第二条 前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際発覚シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第四条 第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ三年以上十年以下 ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第五条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸 入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第六条 爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ証明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

## 〈推薦図書〉

椎橋 隆幸・柳川 重規 (編) 『刑事訴訟法 基本判例解説』〔第2版〕(2018年)信山社渥美 東洋『全訂刑事訴訟法』〔第2版〕(2009年)※有斐閣

※ 絶版だが、良書なので図書館等で出来れば参照すること。